

様式第1号（第3条関係）竹富町企業版ふるさと納税寄付申出書の、「2. 希望する寄附金の使い道」に記入する事業は、下記より1つ選び、様式第1号（第3条関係）竹富町企業版ふるさと納税寄付申出書にご記入下さい。

事業の内容

ア 島人と来訪者の安全を確保する（安全な町）

（1）防災計画の改定事業

現状の課題等の解決を図り確実に安全を確保するため、本町における地域防災の基本的な方向性を示す「竹富町地域防災計画」の随時見直しを図る事業。

（2）緊急時の空路・海路・陸路、物資輸送体制の整備事業

各種災害時を想定し、具体的な関連行政及び民間機関との連携を深める事業。また、各地区の避難路等、緊急時の避難路や施設の安全性の懸念を十分な検討のもとで対策を実施する事業。

（3）緊急時通信網の整備事業

超高速通信に係る海底通信線が未整備の鳩間島及び船浮地区に早期設置する事業。また、新城島においても適切な通信手段を検討する事業。

（4）緊急時を含む各島・地域のエネルギー確保施設・体制の整備事業 （電線の地中化を含む）

緊急時においてもエネルギー遮断が発生しないよう陸域での電線地中化を含めた石垣市からの送電網の安定化を推進する事業。

また、各島・地域に適した災害発生時にも使用可能なエネルギー施設（再生可能エネルギー）を検討し、順次整備する事業。

イ 島人の暮らしと来訪者の滞在を支える（安心な町）

（1）行政機能の向上を目指す町事業

令和2年度に石垣庁舎整備を進め、令和4年度での開庁を目指し、併せて大原庁舎整備に取り組む事業。また、各島における均等な行政サービスを推進するため、役場出張所の整備についても引き続き検討する事業。

(2)生活用水の安定化及びごみ・汚水対策が整った町事業

緊急時を含む供給施設（水源、海底送水、貯留・配水施設）の整備と管理を推進する事業。下水道等汚水処理施設の整備を推進する事業。廃棄物・海洋ごみ対策施設の整備と関連行政及び民間との連携を推進する事業。

(3)空路・海路・陸路及び通信網が整った町事業

波照間空港の運用再開と利活用を実現する事業。海上交通網（島間航路を含む）の充実を推進する事業。町道の改良及び舗装化を推進する事業。超高速通信網のインフラ整備と医療・福祉、教育、地域間交流、行政に必要な設備及びシステム構築を推進する事業。無人航空機（ドローン）の活用する事業

(4)多様な住宅及び医療・福祉施設と制度・体制が整った町事業

町営住宅の整備を推進する事業。民間住宅の建設を推進する事業。医療、高齢者及び障がい者福祉と子育て支援関連施設とサービス制度の充実を図る事業。

ウ 島々の持続的な発展を推進する（バランスのとれた町）

(1)竹富農業振興地域整備計画の見直し事業

引き続き本町の基幹産業と位置付ける農業を適切に振興していく「竹富農業振興地域整備計画」を早期に見直し、農業の生産基盤整備を進める事業。「竹富農業振興地域整備計画」に基づき、農業の担い手育成、機械化・近代化、農作物高付加価値化、集出荷等の流通体制整備を推進する事業。畜産業に関する用水確保や家畜輸送の効率化を進めるなど、さらに経営安定化を図るとともに、担い手の育成を進めて一層の発展を図る事業、農業と畜産業を主体にした循環型社会の構築に関して家畜糞尿の堆肥等活用を推進する事業。

(2)漁業の振興事業

海洋保護区等資源管理と保護区等の適正利用及び養殖を推進し、海洋生物資源の保護にも貢献する高収益漁業を展開し、新たな担い手確保を推進する事業。

(3) 商工業の振興事業

農業・漁業産品の高付加価値商品化を担う製造・加工業の振興を進め、6次産業化を推進する事業。

(4) 各島・地域における観光業振興団体構築と振興計画策定事業

竹富町観光協会とともに、島々と地域に適した観光振興を図る地域の観光業振興団体の結成と地域の事情に即した観光振興計画策定を推進する事業

(5) 滞在型観光の推進事業

島々の自然と文化の価値を享受できる滞在型観光を推進し、観光消費額の増額を進める事業。

(6) 観光客からの入域料による自然環境保全活動に係る資金の確保と適正な活用事業

本町各島・地域の貴重な自然環境と伝統・文化の保全のため、入域料等の制度展開を図り、その活動を推進する事業。

(7) 観光利用ルール・マナーアップ・価値共有の制度制定と周知事業

本町各島・地域の貴重な自然環境と伝統・文化の保全のための条例等を定め、事業者の適正化を図るとともに、観光客の方々に自然と文化の価値を共有した上で、マナーアップを推進する事業。

エ 島々の自然と文化を継承する（自然・文化と教育の町）

(1) 町づくりを担う人を育てる教育推進の町事業

竹富町子ども・子育て支援事業計画の策定と更新する事業。自然及び文化財の保護と活用、伝承のための体制を強化する事業。景観を維持保全する事業。町史編集を推進する事業。国内外交流の推進する事業

(2) 必要な施設とともに先進的なルール・制度の制定と実行を推進する町事業

総合博物館及びビジターセンター等の新設事業。観光客の入域料等による自然環境保全活動に係る資金の確保と適正な活用を推進する事業（再掲）。観光利用ルール・マナーアップ・価値共有の制度制定と周知（再掲）を推進する事業。海岸漂着ごみ対策を推進す

る事業。